# 介護保護工作





成田市役所福祉部介護保険課

20-1545(直通)

### 目 次

• 介護保険制度について	1~2
・ 介護保険証について	3
・ 介護保険負担割合証について	4
・ 要介護認定申請手続について	5~6
<ul><li>主なサービスの利用の形と必要な手続きについて</li></ul>	7~8
<ul><li>成田市内の居宅介護支援事業者について</li></ul>	9
<ul><li>介護サービスを利用したときの費用について</li></ul>	10
・介護保険料について	11~12
・ もっと知りたい~介護保険~ 相談したい~介護のこと~	13~14
<ul><li>要介護1~5までの方が利用できる在宅サービスについて</li></ul>	15~16
・ 要支援1・要支援2の方が利用できる在宅サービスについて	17~19
• 地域密着型サービスについて	19~20
・ 福祉用具と住宅改修について	21~22
• 施設サービスについて	23~24
• 介護保険サービス事業者について	
居宅サービス	25~30
施設サービス	31~32
地域密着型サービス	33~34
<ul><li>そのほかの福祉サービス</li></ul>	35~36
・ 介護支援ボランティア制度	37
• 認知症とともに生きていく このまちで	38
・ 介護に関する相談窓口	39

### 介護保険制度は社会全体

### 介護保険とは

誰もが、自分らしく安心して暮らせる老後を望ん でいます。本格的な高齢社会を迎え、介護を必要と する高齢者が年々増え、老後への不安が高まってき ました。「介護保険制度」は、高齢者が介護を必要 としたときにサービスが受けられるよう、社会全体 で支える仕組みです。

### 介護保険の財源

介護保険の費用は、利用者が1割~3割を、残り は、公費(国、県、市町村)と保険料(40歳以上の 人が支払う保険料)で賄われます。

負担割合は、国が25.0%(介護給付費負担金 20.0%・調整交付金5.0%以内)、県が12.5%、市 が12.5%で、第1号被保険者が23.0%、第2号被保 険者が27.0%となっています。



### 成田市の状況

平成12年から介護保険制度が始まり、認定を受けている人は令和6年3月末日で5.011人になりま した。そのうち、4,447人の人が介護保険のサービスを利用しています。また、65歳以上の第1号被 保険者は31,978人です。

<u>介護保険</u>	介護保険の認定状況(各年度末時点) (単位:人)						
	成田市の人口	第1号被保険者数			要支援・要介護サート認定者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	以田口の人口	65歳以上	65歳以上 の割合	65~74歳	75歳以上	福足自奴 (第2号被保険者数)	利用者数
R1年度	133,161	30,638	23.01	16,502	14,136	4,387 (124)	3,831
R2年度	131,263	31,051	23.66	16,952	14,099	4,559 (109)	3,951
R3年度	130,202	31,505	24.20	16,641	14,864	4,736 (111)	4,199
R4年度	131,148	31,737	24.20	16,012	15,725	4,807 (111)	4,253
R5年度	132,445	31,978	24.14	15,427	16,551	5,011 (115)	4,447

### 給付費、認定者数の推移





### で支える制度です

### 40歳以上の人が加入します

#### 65歳以上の人は・・・

#### 第1号被保険者



#### ○介護保険のサービスが 利用できる人は・・・

- ・寝たきりや認知症などで、入浴、排泄、食事などの日常の生活動作について、常に介護を必要な状態(要介護状態)と認定された人
- ・掃除、洗濯、買物など身のまわりのことができないなど、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)と認定された人

(※介護が必要となった原因は問われません)

#### 〇保険料は…

#### 保険料の決まり方

みなさんが住んでいる成田市で、どのくらいの介護サービスが必要かによって、保険料の「基準額」が決まります。その上で、負担が重くなり過ぎないよう所得によって第1段階から第17段階に保険料が調整されます。

介護保険料は、サービスの整備状況や要介護者数などに応じて3年に1度見直しとなります。次回は令和9年度に見直しとなります。

#### 保険料の納め方

保険料の納め方は、年金の受給額や種類によって年金から差し引きとなる〈特別徴収〉と、成田市から送られた納付書で納める〈普通徴収〉に分かれます。

詳しくは、11~12Pへ

#### 40歳以上65歳未満の人は・・・

#### 第2号被保険者



#### 〇介護保険のサービスが 利用できる人は・・・

・初老期の認知症、脳血管疾患など16の疾病により介護や支援が必要な状態(要介護、要支援状態)と認定された人(3P参照)(※交通事故など他の理由で介護や支援が必要となった場合は介護保険の対象とはなりません)

#### 〇保険料は…

#### 国民健康保険に加入している人

#### 保険料の決まり方

保険料は所得などに応じて決められます。

#### 保険料の納め方

国民健康保険税に上乗せして世帯主が納めます。

#### 社会保険などに加入している人

#### 保険料の決まり方

給与額に応じて決められます。

#### 保険料の納め方

医療保険料に上乗せして納めます。

### 介護保険の保険証

#### 〇保険証が交付される人

- 65歳以上の人(第1号被保険者) 1人に1枚交付(郵送)されます。 新たに65歳になる人は、誕生月(誕 生日が1日のときは前月)の月末に 交付されます。
- 40歳~64歳の医療保険加入者 (第2号被保険者)

介護保険の認定申請をするなどの理由で交付を希望する人には、介護保険課の窓口で医療保険の保険証を添えて申請をすれば交付されます。

#### 65歳以上の人に1人1枚



#### 40歳から64歳でも介護が受けられる特定疾病の範囲

- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- 4後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症 アルツハイマー病、脳血管性認知症など
- **⑦**脊髓小脳変性症

- ⑨早老症(ウェルナー症候群)
- 10多系統萎縮症
- ①糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症
- ⑫脳血管疾患(脳出血、脳梗塞など)
- ③パーキンソン関連疾病
- 14)閉塞性動脈硬化症
- 15慢性閉塞性肺疾患

肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など

(⑥両側の膝関節または股関節に著しい変形を 伴う変形性関節症

※詳しくは、介護保険課(20-1545)までお問い合わせください。

#### 〇こんなときは届出を

次のような場合は14日以内に市町村窓口に届出をしましょう。 (保険証をお持ちの方は保険証が必要です)

- 他の市町村から転入したとき (介護を受けている人が転入するときは、転出元の市町村で 交付された「受給資格証明書」を添えて、転出先の市町村へ届け出ます。)
- 他の市町村へ転出するとき
- 死亡したとき
- 住所や氏名に変更があったとき
- 外国人が65歳になったとき

日本に3カ月を超えて滞在する外国人も介護保険の被保険者になります。

#### 〇保険証は大切に保管を

現在、介護保険を利用しなくても、将来、介護保険のサービスを利用するときには、この保険証が必要となります。大切に保管してください。

#### 〇保険証の再発行手続きがオンラインで行えます

マイナンバーカードを利用したマイナポータルの電子申請機能"ぴったりサービス"を使って、手続きをオンラインで行えます。保険証をなくしたり、汚して使えなくなったときはQRコードを読み取って申請してください。



### 介護保険の負担割合証

#### 〇利用者負担割合について

介護保険サービスを利用する場合、自己負担は原則として1割負担(一定以上の所得のある方は、2割または3割)となります。

負担割合は、要支援・要介護認定者及び事業対象者の 方に交付している「介護保険負担割合証」の「利用者負 担の割合」をご確認ください。

#### 毎年8月に新しいものに切り替わります。

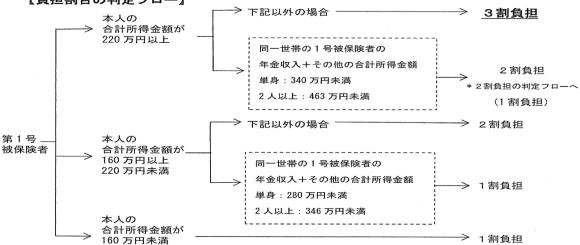
(切り替えのための申請は不要です。)

◆負担割合の判定方法については、 【負担割合の判定フロー】をご覧ください。

### 要介護・要支援認定を受けた方事業対象者の方に交付します。



#### 【負担割合の判定フロー】



- ※ 第2号被保険者、市区町村民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。
- ※「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除・給与所得控除・必要経費などを控除した額 長期(短期)譲渡所得がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額 給与所得または公的年金等に係る所得金額が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した額
- ※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得金額を引いた額 給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額(給与所得および公的年金等に係る所得がある場合に適用される

#### 〇負担割合が変更となる場合は

・所得が変わった場合

申告後に控除を追加するなど、なんらかの理由で所得が更正された場合は、8月に 遡って負担割合が変更になります。

#### ・世帯の状況に変更があった場合

世帯員の転出入等の事由により、利用者負担が変更となる場合は、その翌月の1日から新たな負担割合が適用されます。ただし、月の初日である場合には、当該月から新たな負担割合が適用となります。

なお、本来の負担割合と異なる負担割合でサービスを受けていた場合、差額の徴収ま たは還付が発生する場合があります。該当される方には介護保険課より別途お知らせし ます。

#### 〇保険証と一緒に保管を

負担割合証は、介護保険のサービスを利用するときに必要となりますので、保険証と 一緒に保管し、利用の際に保険証とあわせてサービス事業者へ提示してください。

#### ○負担割合証の再発行手続きがオンラインで行えます

マイナンバーカードを利用したマイナポータルの電子申請機能"ぴったりサービス"を使って、手続きをオンラインで行えます。負担割合証をなくしたり、汚して使えなくなったときはQRコードを読み取って申請してください。



### 申請から介護サービス



### 申請

介護が必要になったら、



#### 介護保険課

介護保険のサービスを利用するに は、要介護認定申請書に介護保険と医 療保険の保険証を添えて、市役所の介 護保険課に申請をします。

※下総支所及び大栄支所でも申請は可能です。

※要支援相当で訪問介護や通所介護の み利用したい場合は、基本チェックリ ストを受けてサービス利用ができま す。

申請は、本人またはご家族のほか、 指定居宅介護支援事業者(9P参照) や介護保険施設(31P・32P参照)、地 域包括支援センター(7P・39P参照)に 代行してもらうこともできます。

## 2

### 要介護認定

心身の状態を調査します

#### 認定調査

市職員などの調査員が家庭を訪問し、食事や移動、入浴などの日常生活の状況、認知症の有無やこれに伴う問題行動などといった本人の状態について、調査・確認します。



#### 主治医の意見書

傷病や心身の状態について、主治 医に医学的な見地から意見をいただ きます。日ごろから定期的に主治医 を受診し、心身の状態を把握してお いてもらうことが大切です。

- ※意見書の作成は、市が直接医療機関に依頼をします(依頼先のみ申請時にご指定ください)。
- ※予診票(問診票)をお渡しします ので、必要事項をご記入の後、主 治医への提出をお願いします。

両者の結果に基づき、全国統一の 基準によるコンピューター判定(一 次判定)を実施します。





### 介護(予防)サービス計画 (「ケアプラン」)の作成

利用者の希望や状態に応じた サービス計画を作成します



#### 「ケアプラン」の作成を依頼する

本人やご家族の希望や必要性に基づき、どのようなサービスをどのくらい利用するかなどを定めた計画(「ケアプラン」)を作成します

- ※介護保険のサービスを利用する ためには、ケアプランの作成が 必要です。
- ※ケアプランの作成に関して利用 者の費用負担はありません。

介護予防サービス計画は、地域包括支援センターに作成を依頼します。 お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへご連絡くだ

さい。(7P・39P参照)

要支援1・2の認定を受けた方

#### 要介護1~5の認定を受けた方

介護サービス計画は、介護支援 専門員(ケアマネジャー)のいる 居宅介護支援事業者に作成を依頼 します。(9P参照)

※依頼先は本人やご家族が直接選びます(市からの指定はありません)。

### ケアプランの例 (要介護3)

	(3	2/10	ラリノ		
	午	前	午	後	
月		訪問介護		-+	
火	通所 (デ		-ビス)	訪問介護	
水		訪問へ		護 ( ホー	
木		介護		ムヘル	
金	通所 (デ		-ビス)	ムヘルプサービス	
±		訪問介護		ビス)	

### を利用するまでの流れ



### 審査判定



### 認定

#### どのくらいの介護が必要か、 審査判定します

介護認定審査会



認定調査、主治医意見書及びコンピューター判定(一次判定)の結果をもとに、保健・福祉・医療に関する学識経験者から構成される「介護認定審査会」が、どのくらいの介護を必要とするかの区分(要介護度)について審査判定(二次判定)します。

認定結果に不服がある場合は、 千葉県の「介護保険審査会」に審 査請求をすることができます。

#### 要介護度を決定・通知します

要介護度の区分は、必要とする介護の程度に応じて次のように分けられており、区分ごとに利用できるサービスも異なります。

(単)バビングしてが転換して多線	(単代	けについ	1ての詳細は1	OP参照
------------------	-----	------	---------	------

要介護度	身 体 の 状 態 (例) ※あくまでも目安とお考えください	在宅の場合の1カ月 の支給限度額 (単位)
要支援1	日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態	5,032 単位
要支援2	立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴など 一部の介助が必要	10,531 単位
要介護1	要支援2の状態で、認知症が中度以上または心 身の状態が不安定	16,765 単位
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せ つ、入浴などで一部または全体の介助が必要	19,705 単位
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排 せつ、入浴、衣服の脱着など全体の介助が必要	27,048 単位
要介護4	排せつ、入浴、衣服の脱着など日常生活に全面 的介助が必要	30,938 単位
要介護5	意思の伝達が困難。生活全般について全面的介 助が必要	36,217 単位
非該当	必要とする介護の程度が要支援1未満と認定され 険のサービスは利用できませんが、市の地域支援 なる可能性があります。	

認定結果の通知は、申請のあった日から30日以内に行うよう法律で定められています。



### サービスの利用

#### 利用者負担は費用の1割~3割です



介護保険のサービスを利用する人は、その費用の1割~3割を自己負担します(4P参照)。 ※デイサービス等の利用による施設での食費・居住費・日常生活費等は、上記の自己負担とは別に利用者に負担していただきます。

※いったん全額を自己負担していただく場合 (21~22P参照)についても、後日申請することにより、市から保険給付分が払い戻されます。

#### 更新申請(認定の更新手続き)

要介護認定は、申請の種別や心身の状態などにより、3カ月から48カ月までの範囲で有効期間が設定されます。当該期間終了後も引き続き介護保険のサービスの利用を希望する場合には、更新の手続きが必要になります。

更新の手続き(更新申請)は、有効期間満了日の60日前からすることができ、その手順は初回の申請時と同様となります。

※現在サービスのご利用がない方や、今後も当面は利用予定のない方につきましては、必要になった際の申請をおすすめします。

#### 介護認定の手続きがオンラインで行えます

マイナンバーカードを利用したマイナポータルの電子申請機能"ぴったりサービス"を使って、手続きをオンラインで行えます。QRコードを読み取ってキーワードに「要介護」と入れて検索してください。



申請ページはこちら

#### 主なサービス利用の形と必要な手続きについて

介護保険のサービスは、大きく「居宅サービス(地域密着型サービスを含む)」と「施設サービス」とに分けられます。

〇居宅サービス(自宅や有料老人ホーム等に居住し、訪問介護や通所介護等を利用)

要支援1・2の認定を受けた方がサービス(「介護予防サービス」)の利用を開始する場合は、 地域包括支援センターに連絡をして、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成を依頼します。 地域包括支援センターは、お住まいの地区ごとに次のとおり担当が異なります。

```
〇はなのき台・ニュータウン地区/成田市ニュータウン地域包括支援センター
                                          (29-5005)
〇八生 • 豊住地区
                 /成田市八生・豊住地域包括支援センター支所(20-3655)
〇成田•中郷地区
                 /成田市成田・中郷地域包括支援センター
                                          (23-7151)
〇公津地区(はなのき台を除く)/成田市公津地域包括支援センター
                                          (36-4981)
〇遠山地区
                 /成田市遠山地域包括支援センター
                                          (35-6081)
O久住·下総地区
                 /成田市久住・下総地域包括支援センター
                                          (80-7007)
                 /成田市大栄地域包括支援センター支所
〇大栄地区
                                          (94 - 5664)
```

要介護1~5の認定を受けた方がサービス(「介護サービス」)の利用を開始する場合は、 居宅介護支援事業者(9P参照)に連絡をして、ケアプラン(介護サービス計画)の作成を依頼 します。

- **「スの種類や費用などについて相談をしながら、本人やご家族の希望を伝えてケアプラ**
- ンを作成してもらいます。 ※小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)(19P参照)の利用を希望する場合は、要 支援・要介護の別を問わず、当該事業者に直接ケアプランの作成を依頼します。※ケアプランの作成に関して利用者の費用負担はありません。
- ※1カ月の支給限度額を超えるサービスを利用した場合、超過分については自己負担となります (10P参照)。

#### 〇居宅サービス(グループホーム、特定施設、地域密着型介護老人福祉施設等への入所)

希望する施設に直接申し込みます。

- ○グループホーム(33P参照)
  - 原則として要支援2以上で、認知症を有し、市内に住所のある方が申し込み可能
- 〇特定施設(3OP参照)
  - 原則として要支援1以上の方が申し込み可能
- 〇地域密着型介護老人福祉施設(34P参照)
  - 原則として要介護3以上で、市内に住所のある方が申し込み可能
- ※入所者の食費・居住費・日常生活費等は自己負担となりますが、地域密着型介護老人福祉施設をご利用の方については、所得の状況により減額の対象となることがあります (23~24P参照)。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。



(次ページにつづく)

- 〇施設サービス(介護保険施設への入所)
  - ※介護保険施設とは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3施設

希望する施設に直接申し込みます。

- 〇介護老人福祉施設
  - 原則として「要介護3」以上の方が申し込み可能
- ○介護老人保健施設
  - 原則として「要介護1」以上の方が申し込み可能
- 〇介護医療院
  - 原則として「要介護1」以上の方が申し込み可能
- ※入所者の食費・居住費・日常生活費等は自己負担となりますが、所得の状況により減額の対象となることがあります(23~24P参照)。 詳しくは介護保険課までお問い合わせください。



### 居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者とは、介護保険の相談や申請手続き、ケアプランの作成などを行う事業者です。 事業者によっては、表のような「ケアプラン作成」以外の業務も行っています。(関連施設を含む) 市に登録した事業者ですので、どんなことでも気軽に相談してください。

地区	事業者名	電話番号
地区	事 来 白 石 	住 所
	かなでの杜成田	37-5015 東町156-6-101
	居宅介護支援事業所 新町玲光苑	23-7155 新町1037-63
きたはら	きたはら	36-8811 南平台1169-21
成田	ケアプラン喜美笑	37-7795 郷部1354 郷部ウィングビル103号室
	JA成田市 居宅介護支援事業所美 郷	23-7711 美郷台1-15-10
	フォレストケアプラン センター	50-2713 成田市囲護台1090-23-303
	居宅介護支援センター 杜の家なりた	20-7575 下方686-1
	ゆかり成田 介護支援センター	29-7177 江弁須364-1
	癒しのケアプランセン ター公津の社	20-3803 飯田町33-1
公公	ケアサポート成田	29-8208 飯田町105-1ウェルライフヴィラ成田
公  津	佐藤さくら	85-5521 並木町90-1
	ウエルストン薬局 公津の杜店	20-8380 公津の柱 2-6-3
	ケアスタッフ成田	27-2943 公津の柱3-3-1三恵ビル2階
	SOMPOケア成田 居宅介護支援	24-5700 飯仲28-18

地区	事業者名	電話番号
160	<b>₹ 4 0</b>	住所
	居宅介護支援事業所	36-4662
_	たんぽぽ	加良部2-1-1 5棟204号
그	ケアプランモルセラ	20-6565
		加良部5-8-5
コータウン	介護あおぞら	20-8014 中台6-1-2
	なな成田居宅介護支援 事業所	37-8881 加良部4-26-12
	生活クラブ風の村 ケアプランセンターな	33-4860
/\	ケアブランセンターな りた	 大竹370
生	エスポワール成田	29-4601
	居宅介護支援事業所	宝田360-1
	介護相談室	080-4346-1254
	八碳性砂尘	本城73-9 第3]-ポおおとり荘203
	セントアンナ	35-6071
遠	在宅介護支援センター	本三里塚 226-1
Ш	あい愛ケアプラン	35-6360
	のいるアプラフラ	三里塚光ヶ丘1-958
	楽天堂 居宅介護支援事業所成	85-8795
	田	西三里塚1-101岩沢テナントA 2F202
下	ゆかり成田下総	96-4400
総	ハートフルプラン萩	名古屋1301-26
久	居宅介護支援事業所	36-6311
住	成田苑	大室 1783-22
大	在宅介護支援センター	73-8613
栄	透光苑	桜田1137

### 介護サービスを利用したときの費用

#### ●居宅サービスを利用する場合

在宅での介護サービス・介護予防サービスを利用した場合は、利用できる上限があります。 要介護・要支援状態区分に応じて支給限度額(介護保険から給付される上限額)が定められています。 この範囲内でサービスを利用したときの利用者負担は1割~3割(所得によって異なる)ですが、 超えてサービスを利用した場合は超えた分が全額(10割)自己負担となります。

介護保険で利用できる上限額と自己負担額のめやす

	<u> </u>		自己負担額のめやす
要介護度	単位数 ※1	金額のめやす ※2	(1割の場合)
要支援1	5,032単位	50,320円程度	5,032円程度
要支援2	10,531単位	105,310円程度	10,531円程度
要介護1	16,765単位	167,650円程度	16,765円程度
要介護2	19,705単位	197,050円程度	19,705円程度
要介護3	27,048単位	270,480円程度	27,048円程度
要介護4	30,938単位	309,380円程度	30,938円程度
要介護5	36,217単位	362,170円程度	36,217円程度

<sup>※1</sup>単位を10円として計算した場合の金額です。

支給限度額に入らないサービス(いずれも介護予防サービスを含みます。)

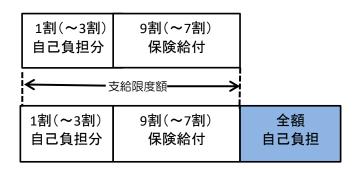
特定福祉用具の購入、住宅改修、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護など

#### ※1 単位とは・・・

介護サービス費(介護報酬)や支給限度額は、地域によって物価や人件費に違いがあるため「円」ではなく「単位」と表示されます。

※2 介護サービス費は、利用したサービス単位数に、1単位あたりの金額(単価)を乗じて計算され、実際の費用は「単位数×成田市の地域区分単価」によって算定されます。

成田市の地域区分単価はサービス種類によって異なり、10円、10.54円、10.66円、10.84円となります。



#### ●施設サービスを利用する場合

介護保険施設に入所した場合は、1日あたりの費用が施設の種類や居室の種類別に決まっています。 また、介護サービス費の他に、食費、居住費、日常生活費が必要です。

※実際に利用者が負担する居住費、食費、日常生活費は、各施設との契約により決まるため、施設ごとに 異なります。詳しくは施設にお問い合わせください。

### 65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険料は64歳までは健康保険(国民健康保険税など)の保険料に含まれていますが、65歳に達した時(誕生日の前日)以降の分については、直接市町村に納付していただくことになります。

介護保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替による納付)の2種類があります。

#### 特別徴収 : ・・・ 年金からの天引き

- 〇特別徴収(年金からの天引き)の対象となる方は、老齢(退職)・障害・遺族年金の受給額が年額 18万円以上の方です。年金が支給される際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
- ※7月下旬に「介護保険料額決定通知書」を送付します。
- ※所得の更正などにより保険料額に変更があった場合や年金の裁定替えがあった場合には、特別徴収が中止になることがあります。

#### 普通徴収 | … 納付書・口座振替による納付

- ○普通徴収(納付書・□座振替による納付)の対象となる方は、下記に該当する方です。
  - ・老齢(退職)・障害・遺族年金の受給額が年額18万円未満の方
  - ・今年度の途中から年金の受給が始まった方、年金が一時差し止めになった方
  - 老齢基礎年金の受給を繰り下げている方
  - ・年度途中で65歳になった方、他市町村から転入した方、所得の更正などにより保険料額が 変更になり特別徴収が中止になった方
    - →特別徴収(年金からの天引き)に切り替わるには、1年程度かかります。 特別徴収へは自動で切り替わります(申込など不要です)。通知書でお知らせします。
- ※7月中旬に「介護保険料額決定通知書」を送付します(年度の途中で資格を取得された方は、資格を取得された翌月以降送付します)。
- ※納期は、7月から翌年2月までの計8回です。
- ※金融機関の窓口以外でも納付ができます。

銀行、信用金庫、農協、労働金庫、信用組合、郵便局などの金融機関で納付ができるほか、コンビニエンスストア・ペイジー・スマートフォン決済アプリ等でも納付ができます。

※口座振替が便利です。

口座振替をご希望の方は、Web上でお申し込みいただく(詳しくは成田市ホームページをご確認ください)か、対象の金融機関に、通帳・届出印をご持参の上、口座振替のお手続きを行ってください。

- ※納期限が過ぎてしまうと延滞金が発生する場合がありますので、ご注意ください。
- ○保険料の納付方法は、法令等により定められており、申し出により変更することはできません。 □座振替の登録をいただいている方についても、特別徴収(年金からの天引き)の対象に該当するようになった場合には、特別徴収(年金からの天引き)へ自動で切り替わります。

#### ○ 介護保険料を滞納している場合は…

保険料を滞納していると、介護保険料の未納期間に応じて、介護保険のサービスの利用に制限が生じる場合があります。

1年間滞納した場合	介護サービスを利用したとき、いったん料金の全額を事業者に支払い、あとで市町 村から払い戻しを受ける「償還払い」に変更になります。
1年6カ月間滞納した場合	保険給付の一部または全部を一時差し止め、なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、滞納保険料を差し引かれる場合もあります。
2年以上滞納した場合	介護保険料の未納期間に応じて、利用者の負担割合が3割(現役世代並み所得者は4割)に引き上げられます。また、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

#### ○介護保険料の減免等について

災害等の特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、保険料の徴収が猶予されたり、減額・ 免除されたりする場合があります。詳しくは、介護保険課(20-1545)までお問い合わせください。

#### 所得段階別介護保険料 ※基準額5.300円

単位 : 円/年額 第1号被保険者(65歳以上) 要 調整率 保険 料 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の者 ・生活保護法の規定による被保護者 第1段階 基準額×0.285 18.100円 • 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金 額の合計額が80.9万円以下の者 • 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金 第2段階 基準額×0.485 30,800円 額の合計額が120万円以下の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、上記以外の者 第3段階 基準額×0.685 43.500円 ・本人は市町村民税非課税であるが、世帯内に市町村民税課税者 第4段階 がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80.9 基準額×0.90 57,200円 万円以下の者 • 本人は市町村民税非課税であるが、世帯内に市町村民税課税者 第5段階 基準額×1.00 63,600円 がいる場合で、上記以外の者 第6段階 本人が市町村民税課税者(合計所得金額120万円未満) 基準額×1.20 76,300円 本人が市町村民税課税者 第7段階 基準額×1.30 82,600円 (合計所得金額120万円以上210万円未満) 本人が市町村民税課税者 第8段階 基準額×1.50 95,400円 (合計所得金額210万円以上320万円未満) • 本人が市町村民税課税者 第9段階 108,100円 基準額×1.70 (合計所得金額320万円以上420万円未満) 本人が市町村民税課税者 第10段階 基準額×1.90 120,800円 (合計所得金額420万円以上520万円未満) • 本人が市町村民税課税者 第11段階 基準額×2.10 133,500円 (合計所得金額520万円以上620万円未満) • 本人が市町村民税課税者 第12段階 基準額×2.30 146,200円 (合計所得金額620万円以上720万円未満) 本人が市町村民税課税者 第13段階 152,600円 基準額×2.40 (合計所得金額720万円以上820万円未満) 本人が市町村民税課税者 第14段階 基準額×2.50 159,000円 (合計所得金額820万円以上1,000万円未満) 本人が市町村民税課税者 第15段階 基準額×2.60 165,300円 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満) 本人が市町村民税課税者 第16段階 基準額×2.80 178,000円 (合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満) 第17段階 • 本人が市町村民税課税者(合計所得金額2,000万円以上) 基準額×3.00 190,800円

- ※合計所得金額とは、収入金額から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費などを控除した金額(所 得金額)の合計額のことをいい、扶養控除や医療費控除などの所得控除や繰越控除を控除する前の金 額をいいます。
- ※市町村民税非課税の方については、合計所得金額から年金収入に係る所得金額を差し引いて算定しま す。さらに、給与所得金額から10万円を差し引いた金額(差引額がマイナスの場合はO円とする) を給与所得金額であるとして合計所得金額を算出します(ただし、給与収入と年金収入の双方を有す ることにより適用される所得金額調整控除がある場合は、控除前の金額から10万円を差し引きま す)。
- ※全対象者について、合計所得金額から長期(短期)譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定しま す。
- ※消費税による公費の投入に伴い、第1段階は28,900円から18,100円に、第2段階は43,500円から 30,800円に、第3段階は43,800円から43,500円に減額になっています。
- ※令和7年4月から老齢基礎年金(満額)の支給額が80.9万円となったため、基礎となる合計所得金額が 80万円から80.9万円に見直されました。

#### もっと知りたい~介護保険~

#### Q. 自己負担額が高額になった場合、補助などはありますか?

1世帯で受けた介護サービスの利用者負担額が、つぎの金額を超えたときには、市から高額サービス費が支給されます。ただし、在宅の方が10Pの支給限度額を超えて利用した場合、支給限度額を超えた分の利用料は高額介護サービス費の対象とはなりません。

額を超えた分の利用料は高額介護サービス費の対象とはなりません。 高額サービス費の支給対象者には、サービスを利用した月から2カ月後に、市から連絡します。 通知が届いたら、介護保険課または、下総及び大栄支所の窓口で、申請してください。

対象	自己負担上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の人	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)〜課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の人	93,000円(世帯)
世帯の誰かが市民税を課税されている人で課税所得 380万円(年収約770万円)未満の人	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない人	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80.9万円以下の人	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している人など	15,000円(世帯)

#### Q. 生計困難により介護保険の自己負担の支払いができません。

介護保険サービスのうち、社会福祉法人により提供されるものについては、特に生計が困難な方に対して利用料を軽減する制度があります。

市では、この制度に基づき社会福祉法人の協力を得て、低所得の方が介護保険を利用した場合にその支払いが困難にならないよう、利用料の一部を軽減する「社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担軽減事業」を行っています。

これは、軽減の対象者と認められた方が、社会福祉法人が運営する事業所において軽減の対象となるサービスを利用した場合に、利用者負担額及び食費・居住費の25パーセント(老齢福祉年金受給者は50パーセント)が軽減されるものです。

軽減の対象者となるためには、市に申請を行い、一定の要件を満たしていることの確認を受ける 必要があります。

申請方法、軽減対象要件、軽減対象サービス等についての詳しい内容は介護保険課(20-1545)までお問い合わせください。

### <u>Q. ホームヘルプサービスが障害福祉から介護保険へ切り替わったが、生活困難なため支</u>払いが難しいのですが、何か支援措置はありますか?

障害福祉のホームヘルプサービス(訪問介護)から介護保険のホームヘルプサービス(訪問介護)へ切り替わる方の中で、障害福祉のサービス負担額が境界層<sup>※</sup>のためO円となっている方は、訪問介護の利用者負担額が減額されます。申請方法、対象者、減額等についての詳しい内容は介護保険課(20-1545)までお問い合わせください。

※境界層:ある額を負担することで生活保護基準を満たす方。今回は障害福祉サービスの額となります。

対象者(左と右上段または下段の条件を満たした者)		
境界層該当として定率負担額がO円	65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームへルプサービスを利用していた者(65歳以上)	
となっている方	特定疾病(3P参照)によって生じた身体上または精神上の障害が原因で要介護等の認定を受けた者(40~64歳)	

#### Q. 償還払い(立替払い)になるのはどういった場合ですか?

次のような場合は、一旦全額を立て替え、後日市に申請して介護保険の給付限度額の範囲内で、払い戻しを受けることになります。

- サービス計画(ケアプラン)を立てずに介護保険のサービスを受けた場合
- 要介護認定申請後、認定前に緊急やむを得ず介護・介護予防サービスを利用した場合
- ・保険料の滞納により、市から償還払い化の措置をとられている場合(詳しくは11Pに掲載)
- 特定福祉用具の購入や住宅改修を行った場合

※特定福祉用具の購入・住宅改修については、一時的な負担の少ない受領委任払いがご利用できます。

#### 相談したい~介護のこと~

#### Q. 1人で外出できないため、介護や福祉の相談ができません。

地域包括支援センター(7・39P参照)に電話でご相談ください。日程調整のうえご自宅に訪問します。また、市で行っている高齢者福祉サービス等の申請も代わりに行っています。

#### Q. 近所に介護などの援助を必要としている方がいるのですが、どうすればいいですか?

地域包括支援センター職員が、訪問等により高齢者の方の状況を確認し、本人や親族と相談のうえ、適切なサービス利用を支援します。地域包括支援センター(7・39P参照)にご相談ください。

#### Q. 要介護状態になった場合、税金の免除などはありますか?

65歳以上の要介護認定者で、一定の要件に該当する場合は、障害者控除対象者認定を受け、税金の障害者控除の対象になる場合があります。障害者控除対象者認定を受けるには、高齢者福祉課への申請が必要です。詳しい内容は高齢者福祉課(20-1537)までお問い合わせください。

身体障害者手帳等の交付を受けている方は、その手帳により控除を受けることができます。

#### Q. 要介護認定の結果が出る前にサービスは利用できますか?

要介護認定の新規・区分変更申請を提出した場合、認定結果が出る前であってもサービスを利用できる場合があります。

要介護認定の効力は申請日に遡るので、申請時点から介護サービスの利用が可能となります。利用 を希望する場合は、介護保険課または地域包括支援センターなどへ相談してください。介護度の見込 みを立てたうえで暫定のケアプランを作成し、サービスを利用することができます。

ただし、介護度によって利用できるサービスが異なります。また、認定結果と介護度の見込みに相違があったり、非該当(自立)であったりした場合は、差額の費用については全額自己負担となるので、注意が必要です。

### 要介護1~5の方が受けられる在宅サービス

次のようなサービスを1割~3割の負担でご利用いただけます。

金額は成田市内の事業所を利用した場合の目安です。

実際の金額は事業所によって異なります。

(サービスの利用は、事業者との「契約」になります)

介護サービス 自宅を中心にした介護サービスで、いろいろなサービスを組み合わせて利用できます。

川設ソート	<b>)わせて利用できます。</b>			
サービスの種類	サービスの内容			
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事を援助します。			
		,て行う介助サービス(, 況にかかわらず、利用		
y ( <u>-</u> )		費用の目安		自己負担(1割)
	20分未満	_ \	1,766円	177円
	20分以上4時間		2,644円	265円
	30分以上1時間表	木	4,195円	420円
	②生活援助	日常生活援助(掃除、)	生津 調理なり	-" )
次のようなサービスは介護保		ロ市エ石援助(柿味、)  合など、利用できる条		<b>-</b> )
険の対象外となります。	20分以上45分末		1,940円	194円
・本人以外の部屋の掃除。	45分以上	-	2,384円	239円
・庭の草取り、大掃除など。		き生活援助を行ったときは、 「25分を増すごとに67単位		
	③通院等乗降介助 ※要支援1・2の	) 方は利用できません。		
		己負担となります。		
(事業所は25・26P参照)			1,051円	106円
訪問入浴	訪問入浴車などが	家庭を訪問する、入浴・		
(事業所は27円参照)	費用の目安自己負担(1割)1回あたり13,723円1,373円			
訪問看護	看護師や保健師などが家庭を訪問し、療養の世話、診療の補助をします。			療の補助をし
	内 容	費用の目室	ਟੋ	自己負担(1割)
	訪問看護ステー ションから	1~1.5時間未満	12,227円	1,223円
(2) (3)	病院・診療所から	1~1.5時間未満	9,148円	915円
(事業所は27円参照)		・夜間(午後6時~10時)は2 ・夜間・深夜について対応		
訪問リハビリテーション	理学療養士などが	家庭を訪問して、機能[		
(事業所は29P参照)		1回あたり	3,283円	自己負担(1割) 329円
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理・指導を行います。			テいます。
a a	内	容	費用の目安	自己負担(1割)
619/8	医師	(月2回まで)	5,150円	515円
	歯科医師	(月2回まで)	5,170円	517円
	薬剤師	(月2回まで)	5,660円	566円
		かかりつけの医	療機関等にご	相談ください)

### 介護サービス つづき

#### 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・ 入浴の提供、機能回復訓練などを日 帰りで行います。

7~8時間未満利用 (通常型規模費用)

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)
要介護 1	6,935円	694円
要介護 2	8,189円	819円
要介護 3	9,486円	949円
要介護 4	10,782円	1,079円
要介護 5	12,099円	1,210円

※施設規模により費用が変わります

(事業所は28P参照)

#### 通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や病院・診療所 で、入浴 ・食事 ・機能回復訓練 などのサービスを行います。



(事業所は29 P参照)

7~8時間未満利用 (通常規模型)

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)
要介護 1	8,122円	813円
要介護 2	9,625円	963円
要介護 3	11,150円	1,115円
要介護 4	12,951円	1,296円
要介護 5	14,700円	1,470円

#### 短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護する人が介護疲れなどで介護 ができない場合、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)に短期間入所 して、食事・入浴などの介護を受け られます。

○連続した利用は、30日までです。

○利用日数が要介護認定の有効期間のおお むね半数を超えないようにします。

(事業所は30P参照)

○介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)
要介護 1	6,427円	643円
要介護 2	7,163円	717円
要介護 3	7,941円	795円
要介護 4	8,687円	869円
要介護 5	9,423円	943円

※費用は要介護状態区分や施設の種類、職員の配置によって異なります。

※上記金額のほかに、食費・滞在費の負担が必要です。

#### 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護する人が介護疲れなどで介護 ができない場合、介護老人保健施設 などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練 が受けられます。

○連続した利用は、30日までです。

○利用日数が要介護認定の有効期間のおお むね半数を超えないようにします。

(事業所は30P参照)

○介護老人保健施設(多床室)の場合

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)
要介護 1	9,507円	951円
要介護 2	10,318円	1,032円
要介護 3	11,003円	1,101円
要介護 4	11,615円	1,162円
要介護 5	12,236円	1,224円

※費用は要介護状態区分や施設の種類、職員の配置によって異なります。

〇有料老人ホームなどでの食事·入浴などの支援が受けられます。

※上記金額のほかに、食費・滞在費の負担が必要です。

特定施設入居者生活介護 (事業所は30P参照)

要介護状態区分 費用の目安 自己負担(1割) 5,712円 572円 要介護 642円 要介護 2 6,418円 要介護 7.156円 716円 3 785円 要介護 4 7,841円

### 要支援1・2の方が受けられる在宅サービス

次のようなサービスを1割~3割負担でご利用いただけます。 金額は成田市内の事業所を利用した場合の目安です。 実際の金額は事業所によって異なります。

(サービスの利用は、事業者との「契約」になります)

### 介護予防サービス

サービスの種類		サービ	スの内容		
介護予防訪問入浴	在宅要支援者は沿槽を提供してス	こ、介護予防を目 人浴の介護を行い		、一定期間	記にわたり、
(事業所は27P参照)	1回あたり	費用のE 9,279			<u>担(1割)</u> 28円
介護予防訪問看護	看護師や保健師だ します。		問し、療養	、一定期 をの世話、	診療の補助を
	内容	費月	別の目安		自己負担(1割)
	訪問看護ステー ションから	1~1.5時間 未満	11,8	15円	1,182円
(事業所は27円参照)	病院・診療所から	1~1.5時間 未満	8,82	23円	883円
介護予防訪問 リハビリテーション	介護予防を目的 回復訓練を行いる				
(事業所は29P参照)	1回あたり	費用のE 3,176			<u>到担(1割)</u> 18円
居宅療養管理指導	介護予防を目 の管理・指導を行	的として、医師 テいます。	• 歯科医師	事•薬剤師	などが療養上
	内	容	費用(	の目安	自己負担(1割)
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	医師 (	月2回まで)	5,15	50円	515円
	歯科医師()	月2回まで)	5,1	70円	517円
	薬剤師()	月2回まで)	,	50円           	566円 目談ください)
介護予防通所リハビリ テーション(デイケア) (事業所は29P参照)	老人保健施設、目的とした、理想が受けられます。 要介護状態区分 要支援 1 要支援 2	病院、診療所そ 学療法・作業療法	その他の施 法その他必 i安 i円	設に通って 要なリハヒ <u>自己負担</u> 2,4	、介護予防を

### 介護予防サービス つづき

介護予防短期入所生活介護	〇 (併設型・多床室)	の場合		
(ショートステイ)	要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)日額	
	要支援 1	4,807円	481円	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	要支援 2	5,980円	598円	
入所して、介護予防を目的とした	〇 (併設型・ユニット	型個室)の場合		
入浴・排泄・食事などの介護、及	要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)日額	
び機能訓練が受けられます。	要支援 1	5,639円	564円	
(事業所は30P参照)	要支援 2	6,992円	700円	
介護予防短期入所療養介護	〇介護老人保健施設(多	み床室)の場合		
(医療型ショートステイ)	要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)日額	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	要支援 1	7,082円	709円	
入所して、医学的な管理のもとで	要支援 2	8,790円	879円	
の医療、介護、機能訓練が受けら	○介護老人保健施設(従来型個室)の場合			
れます。 	要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)日額	
	要支援 1	6,661円	667円	
(事業所は30P参照)	要支援 2	8,200円	820円	
介護予防特定施設入居者	○有料老人ホームなどで	での食事・入浴などのま	え援が受けられます。	
生活介護	要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)日額	
	要支援 1	1,928円	193円	
(事業所は30P参照)	要支援 2	3,299円	330円	

### 介護予防・生活支援サービス

#### 訪問サービス (ホームヘルプサービス)



(事業所は25・26P参照)

介護予防を目的として、ヘルパーがご自宅を訪問し、食事や入浴 など日常生活上の支援を行います。利用者ができることは自分で やっていただき、できないことをヘルパーが手助けしたり利用者と 一緒に行います。

要介護度	回数	費用の目安	自己負担(1割)月額
要支援1	週1回程度	12,747円	1,275円
女义版	週2回程度	25,463円	2,547円
	週1回程度	12,747円	1,275円
要支援2	週2回程度	25,463円	2,547円
	上記以上	40,400円	4,040円

#### 通所サービス (デイサービス)

デイサービスセンターなどに通って、一定期間にわたり、介護予防を目的とした入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練が受けられます。

(事業所は28P参照)

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)月額
要支援 1	18,950円	1,895円
要支援 2	38,165円	3,817円

訪問サービスと通所サービスには、従来型のサービスの基準を緩和し、身体介護を伴わない生活援助などを提供する基準緩和型サービスがあり、費用の目安は、上記の金額の約8割となります。

### 介護予防・生活支援サービス つづき

#### 国際医療福祉大学連携事業 短期集中予防サービス (サービスC)

3カ月程度の短期間集中的に、生活機能の改善などを図るリハビリ専門職による介護予防プログラムを行います。

#### "成田こっぷくアカデミー"

【訪問型】大学教員の理学療法士等が自宅を訪問して、運動や相談・ 指導などを実施。月2回(全6回)

【通所型】成田キャンパスに通所して、運動や創作活動などのプログラムを実施。週1回(全12回)

費用は無料

### 地域密着型サービス

### 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の在宅要介護者が、共同生活を営む住居で、認知症の緩和が図られるように、入浴・排泄などの介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行います。

(事業所は33P参照)

#### Ⅰ型(1ユニット)

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)日額
要支援 2	8,020円	802円
要介護 1	8,063円	807円
要介護 2	8,442円	845円
要介護 3	8,684円	869円
要介護 4	8,864円	887円
要介護 5	9,053円	906円

#### 認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象として、デイサービスセンターにおいて、認知症の進行予防や改善のための訓練、その他日常生活の介護及び機能訓練を行います。

(事業所は33P参照)

#### 7~8時間未満利用 (単独型)

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)日額
要支援 1	9,178円	918円
要支援 2	10,244円	1,025円
要介護 1	10,596円	1,060円
要介護 2	11,747円	1,175円
要介護 3	12,898円	1,290円
要介護 4	14,060円	1,406円
要介護 5	15,211円	1,522円

#### 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、居宅サービスの拠点で、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活の世話等を受けることが出来るサービスです。「通い」を中心に、利用する人の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、在宅生活を続けるためのサービスです。

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)月額
要支援 1	36,777円	3,678円
要支援 2	74,321円	7,433円
要介護 1	111,482円	11,149円
要介護 2	163,844円	16,385円
要介護 3	238,346円	23,835円
要介護 4	263,056円	26,306円
要介護 5	290,047円	29,005円

(事業所は33P参照)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合、居宅サービスのなかの、訪問介護、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、他の地域密着型サービスは利用できません。

### 地域密着型サービス つづき

#### 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護とは 看護と介護を一体的に提供するサービスです。「訪問看護」と「小規模 多機能型居宅介護」を組み合わせた サービスで、「通い」、「泊り」、 「訪問介護」、「訪問看護」サービスを提供します。

(事業所は33P参照)

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)月額
要介護 1	132,685円	13,269円
要介護 2	185,643円	18,565円
要介護 3	260,967円	26,097円
要介護 4	295,985円	29,599円
要介護 5	334,809円	33,481円

#### 定期巡回·随時対応型 訪問介護看護

「訪問介護」と「訪問看護」を密接に連携させながら、要介護の在宅高齢者を24時間体制で支えるサービスです。

が記しています。 が記しています。 が記しています。 が記しています。 が定期的に利用者宅に訪問をし、サービスを行う「定期巡回 サービス」と事業者が配置したオペレーターが24時間対応で連絡を受け、その連絡内容に応じてホームへルパーや看護師を派遣する「随時対応サービス」の2種類を行います。

(事業所は34P参照)

#### (1) 訪問看護サービスを行わない場合

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)月額
要介護 1	59,034円	5,904円
要介護 2	105,364円	10,537円
要介護 3	174,957円	17,496円
要介護 4	221,320円	22,132円
要介護 5	267,661円	26,767円

#### (2) 訪問看護サービスを行う場合

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)月額
要介護 1	86,134円	8,614円
要介護 2	134,556円	13,456円
要介護 3	205,396円	20,540円
要介護 4	253,200円	25,320円
要介護 5	306,750円	30,675円

※実際の利用料には、処遇改善加算等が加わります。

#### 密着型通所介護 (地域密着型デイサービスセンター)

地域に根差したデイサービスセンターで、食事・入浴の提供や機能回復訓練などを日帰りで行います。

(事業所は34P参照)

#### 7~8時間未満利用

要介護状態区分	費用の目安	自己負担(1割)
要介護 1	7,936円	794円
要介護 2	9,380円	938円
要介護 3	10,877円	1,088円
要介護 4	12,352円	1,236円
要介護 5	13,828円	1,383円

### 福祉用具と住宅改修

#### 福祉用具の貸与



◎福祉用具に関する最新の 情報は「財団法人テクノエ イド協会ホームページ」 (http://www.technoaids.or.jp/) に掲載されて います。

#### 貸与対象品

特殊寝台 特殊寝台付属品 車いす 車いす付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト(吊り具を除く)

> 手すり 歩行補助つえ

步行器 スロープ

#### 実際にかかった費用の1割から3割を自己負担していただきます。

自動排泄処理装置 (原則として、要介護4・5の方のみ)

※用具の種類、事業所によって貸し出し料金は異なります。また、都道府県の指 定事業者(29P参照)からレンタルする必要があります。

※平成18年4月1日からの法改正により、 で囲んである品目(特 殊寝台等)については、要支援1・要支援2・要介護1の認定者には一定の例外 となる方を除いては給付の対象外となりました。

#### 特定福祉用具購入



腰掛便座 ・入浴補助用具などを、**都道府県の指定を受けた事業所から購入した 場合、**限度額の範囲内で費用の1割~3割負担で済みます。

福祉用具購入の対象は、次の9種類です。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴室内すのこ など)
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具部分 ⑦スロープ(固定用)
- ⑧歩行器(車輪・キャスター付きを除く)
- ⑨歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラッ トホーム・クラッチ及び多点杖に限る)

#### 利用限度額/年間10万円まで(毎年4月1日~1年間)

#### 申請が必要です。

支払方法には、**受領委任払いと償還払い**があります。 受領委任払いを選ぶと福 祉用具購入にかかる費用を一旦全額支払う必要がなく、1割~3割分の支払いと なり利用がしやすくなります。くわしくは、介護保険課(20-1545)にお問い 合わせください。

\*令和6年4月から福祉用具貸与対象のスロープ、歩行器、歩行補助つえは選択 制が導入されました。

### 福祉用具と住宅改修のつづき

#### 住宅改修



◎工事費が20万円を超える場合は、着工前に高齢者福祉課(20-1537)の窓口にご相談ください。

(35P参照)

#### 住宅改修の給付を受ける場合は、事前申請が必要となります。 改修を行う前に必ず介護保険課にご相談下さい。

転倒を防止したり、自立しやすい生活環境を整えるために、小規模な住宅改修を行った場合、限度額の範囲内で費用の1割~3割負担で済みます。ただし、新築や増築に伴う工事は対象外です。

住宅改修の対象は、次のとおりです。

- ①手すりの取付け (福祉用具購入費及び貸与に該当する場合を除く)
- ②段差の解消(昇降機・リフト等の機器による段差解消を除く)
- ③床または通路面の材料の変更
- 4引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥上記改修に付帯して必要となる住宅改修

### 利用限度額/一つの住宅につき20万円まで(20万円になるまで何度でも申請できます)

※転居や要介護状態区分が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。

#### 事前協議および支給申請が必要です。

支払方法には、**受領委任払い**と**償還払い**があります。 受領委任払いを選ぶと住宅改修にかかる費用を一旦全額支払う必要がなく、1割~3割分の支払いとなり利用がしやすくなります。くわしくは、介護保険課にご相談ください。(20-1545)

※住宅を改修する場合は、工事に着工する前に保険給付の対象になるかなどをケアマネージャーか介護保険課(20-1545)の窓口に相談 してください。

※工事店(事業者)は、指定されておりません。また、複数の工事店に見積もりを依頼することをお勧めします。

#### 【受領委任払い】

福祉用具購入費 及び住宅改修費(介護予防を含む)の利用者の支払いを、初めから1割~3割で済むようにすることで、利用者の一時的な負担をとり除くことができます。(保険給付される残りの分については利用者からの委任に基づき、市から事業者に直接支払います。)

#### 【償還払い】

福祉用具購入費及び住宅改修費(介護予防を含む)の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後に申請して保険給付(9割~7割)の支払いを受けます。

### 施設サービス

### 施設サービスは、「生活が中心」か「医学的管理が中心」かなどにより、3つのタイプの施設から、自分に合った施設を選んで直接申し込みます。(事業者は31・32P参照)

ら、自分に合った施設を選んで直接申し込みます。(事業者は31・32P参照)		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。	
介護老人保健施設(老健)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中 心としたケアを行います。	
介護医療院	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。	
<b>月</b>	<ul><li>Ⅰ型:重篤な身体疾患を有する方、及び身体合併症を有する認知症高齢者等</li><li>Ⅱ型: Ⅰ型に比べて、比較的容体の安定した方</li></ul>	

- 施設サービスを利用したときの自己負担はつぎの①②③④の額の合計になります
- ① 施設サービス費(次の表に記載の金額)

1カ月あたりの介護サービス費の目安(1割)				
要介護状態区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院 ( [ 型)	
要介護 1		26,530円	25,455円	
要介護 2		29,217円	28,901円	
要介護 3	23,146円	33,012円	36,300円	
要介護 4 25,360円		35,446円	39,462円	
要介護 5	27,541円	37,850円	42,308円	

<sup>※</sup>施設サービス費は、要介護状態区分や施設の体制によって異なります。また、医療的な治療を受けた場合は、上記とは別に自己負担が必要となります。

#### ②食費(施設によって異なります)

介護サービス費の自己負担とは別に食費も利用者の負担になります。所得により下記の金額に減額されますが、申請が必要です。

		施設入所	短期入所
•	利用者負担第1段階(生活保護受給者等)	300円	300円
•	利用者負担第2段階(市町村民税世帯非課税で合計所得金額(※)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80.9万円以下の人)	390円	600円
•	利用者負担第3段階①(市町村民税世帯非課税で合計所得金額(※)と課税年金 収入額と非課税年金収入額の合計額が80.9万円超120万円以下の人)	650円	1,000円
	利用者負担第3段階②(市町村民税世帯非課税で合計所得金額(※)と課税年金 収入額と非課税年金収入額の合計額が120万円超の人)	1,360円	1,300円

※合計所得金額とは、「地方税法に規定される合計所得金額」から「租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した額です

<sup>※</sup>平成27年4月から、介護老人福祉施設への新規入所者は原則要介護3以上の方に限定されました。

### 施設サービス続き

③ 居住費 所得により下記の金額に減額されますが、申請が必要です。(1日あたり)

区分	形態	基準費用額	利用者負担限度額
利用者負担第1段階	ユニット型個室	2,066円	880円
	ユニット型個室的多床室及 び従来型個室(特養の従来型	1,728円	550円
(生活保護受給者等)	個室)	(1,231円)	(380円)
	多床室(特養の多床室)	437円(915円)	0円(0円)
利用者負担第2段階	ユニット型個室	2,066円	880円
(+m++nx+++x-x-1=r/a-x-	ユニット型個室的多床室及 び従来型個室(特養の従来型	1,728円	550円
(市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80.9万円以下の人)	個室)	(1,231円)	(480円)
	多床室(特養の多床室)	437円(915円)	430円(430円)
利用者負担第3段階①	ユニット型個室	2,066円	1,370円
利用者負担第3段階②	ユニット型個室的多床室及 び従来型個室(特養の従来型	1,728円	1,370円
(市町村民税世帯非課税で第2段階 以外の人)	個室)	(1,231円)	(880円)
	多床室(特養の多床室)	437円(915円)	430円(430円)

- ※利用者負担第4段階の人は施設との契約によります。
- ※上記の金額は、参考例であるため、施設・利用状況によって異なります。ご利用の場合は、施設にご確認ください。
- ※上記のほか、治療投薬を受けた場合は、当該医療費の自己負担が必要です。

#### ●介護保険負担限度額認定

※②食費③居住費の減額制度は、次のア・イの要件をすべて満たす方が対象となります。 ア世帯全員が市町村民税非課税(別世帯の配偶者を含む)であること。

イ預貯金などの資産が次の金額以下であること。

- ・年金収入等80.9万円以下(第2段階)の方は、単身650万円(夫婦1650万円)
- ・年金収入等80.9万円超120万円以下(第3段階①)の方は単身550万円(夫婦1550万円)
- ・年金収入等120万円超(第3段階2)の方は、単身500万円(夫婦1500万円)
- ※ご不明な点がありましたら、介護保険課(20-1545)までお問い合わせください。

#### 負担限度額認定申請の手続きがオンラインで行えます

マイナンバーカードを利用したマイナポータルの電子申請機能"ぴったりサービス"を使って、手続きをオンラインで行えます。QRコードを読み取って申請してください。



④ 日常生活費等 ・・・日用品の購入やクリーニング代、リース料、理美容費等

#### ○ 介護保険施設の情報

成田市及び成田市周辺の介護保険施設は、31・32Pに記載されておりますが、それ以外の施設については、厚生労働省HP(http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)をご覧になるか、介護保険課(20-1545)へお問い合わせください。

### 介護保険サービス事業者

介護保険サービス事業者とは、介護保険のサービスを提供するために県の指定を受けた事業者です。 予防の欄に"〇"のついた事業所は介護予防サービス、総合の欄に"〇"のついた事業所は介護予防・ 生活支援サービス ("◎"は基準緩和型サービスも実施)を提供する事業所になります。

### 居宅サービス

<u>1. 訪問介護(ホームヘ</u>ルプサービス)

地区	訪問介護(ホームへ) 事業所名称	レノザービス) 事業所所在地	電話番号	総合
	ケア21成田	成田市上町546-1 表参道石川ビル0002号雪	0476-22-7721	0
	訪問介護事業所 新町玲光苑	成田市新町1037-63	0476-23-7157	0
	ドット365成田	成田市土屋516-4 アオヤギビル201	0476-33-7382	
成田	ニチイケアセンター成田美郷台	成田市郷部1344 ガーデンオフィスB-1	0476-23-0222	0
	ホームヘルパー喜美笑	成田市郷部1354 郷部ウィングビル103号室	0476-33-3360	0
	ういず・ユー 野の花ケアステーション成田	成田市不動ヶ岡2154-4	0476-37-4316	0
	訪問介護ステーション ウィズ・ワン成田	成田市美郷台3-8-1	0476-37-3563	0
	訪問介護 アルテロイテ	成田市北須賀33	0476-26-3388	0
	癒しのヘルパーステーション公津 の杜	成田市飯田町33-1	0476-20-3804	0
	ホームヘルプサービス成田	成田市飯田町105-1	0476-29-8208	0
	佐藤さくらあさがお	成田市並木町90-1	0476-85-5521	0
	クローバー成田訪問介護	成田市飯仲28-3	0476-33-7885	0
公津	Happyheart+	成田市飯仲36-21	0476-36-8886	
	ケアスタッフ成田	成田市公津の杜3-3-1 三恵ビル2F	0476-27-2943	0
	ニチイケアセンター公津の杜	成田市公津の杜5-21-2	0476-20-7301	0
	セントケア成田	成田市公津の杜1-13-17-201	0476-28-3017	
	SOMPOケア成田訪問介護	成田市飯仲28-18	0476-22-7530	0
	訪問介護ステーション 杜の家なりた	成田市下方686-1	0476-20-7575	0
ウュ	介護あおぞら	成田市中台6-1-2	0476-20-8524	0
ントタ	訪問介護事業所 なな成田	成田市加良部4-26-12加良部テラスハウス	0476-37-7545	0
八	生活クラブ風の村 介護ステーションなりた	成田市大竹370-5	0476-28-5544	0
生	エンジョイーケア	成田市押畑713	0476-85-6123	

(次ページにつづく)

#### (訪問介護事業者つづき)

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	総合
	あい愛ホームヘルプ	成田市三里塚光ケ丘1-958	0476-35-6360	0
遠	重度訪問介護ソフトケア	成田市西三里塚1-127	0476-37-6655	0
Ш	ヤックスヘルパーステーション横 芝光 サテライト三里塚	成田市三里塚171-1	0476-94-5662	0
	ケアステーション宝の里	成田市山之作280-1 フットヒル102号室	0476-85-3482	
大栄	訪問介護サービス太陽	成田市吉岡1217-295 飯塚アパートB-10	0476-85-7297	0
	㈱千葉総合介護サービス	富里市日吉台4-6-14	0476-92-1720	0
	㈱きよみ介護サービス	富里市日吉台5-21-13	0476-85-7779	0
	訪問介護グレース	富里市七栄639-6	0476-37-5706	0
	訪問介護事業所昭和の里富里	富里市七栄651-129	0476-93-7881	
市外	訪問介護ステーションAbelo(アベロ)	富里市七栄881-11 マツオハイムD109	050-5482-3367	
	訪問介護センタードリーム	酒々井町酒々井825-6	043-481-6585	
	ここいーね訪問介護事業所	酒尺井町上岩橋243-9	043-355-5497	0
	さかえ訪問介護サービスステーション	栄町安食2421	0476-95-6441	0
	シンシアホームヘルプ	八街市八街に55-49	043-308-9261	0

#### (介護保険サービス事業者つづき)

### 2. 訪問入浴介護

地	区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
成田	戓	訪問入浴介護事業所 玲光苑	成田市新町1037-63	0476-23-7158	0
	∄	アースサポート成田	成田市不動ヶ岡2118-32	0476-24-0400	0
公津	公	ケアスタッフ成田	成田市公津の杜3-3-1 三恵ビル2F	0476-27-2943	0
	#	SOMPOケア成田訪問入浴	成田市飯仲28-18	0476-22-7531	0
ī	市外	訪問入浴きぼう	多古町染井183-1-102号室	0479-85-5623	0

### 3. 訪問看護

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
	成田訪問看護ステーション玲光苑	成田市新町1037-63	0476-22-2566	0
	訪問看護ふくわん	成田市郷部290-4 ウェルズ21-D	0476-36-5050	0
	つかだファミリークリニック 訪問看護ステーション	成田市郷部292-1 クローバーホーム 成田1階A号	0476-37-5588	0
成田	訪問看護ステーションあやめ成田	成田市郷部1211メゾンヴィクトリー C101	0476-36-5920	0
	訪問看護ステーションデューン成田	成田市囲護台2-2-12平和ビル3F-2	0476-37-6025	0
	フォレスト訪問看護リハビリステー ション	成田市囲護台1090-23 ユーアイレジ テンス102	0476-50-2673	0
	ドットライフ成田(訪問看護・リハ ビリ)	成田市花崎町963京成成田東口森田ビ ル駐車場棟1階3号室	0476-29-5980	0
	SOMPOケア成田訪問看護	成田市飯仲28-18	0476-24-5757	0
	訪問看護ステーション成田の未来	成田市飯田町124-59	0476-26-2262	0
公津	ふじの花リハビリ訪問看護ステー ション	成田市並木町25-317 クオーレB	0476-36-8096	0
	訪問看護ステーションるりから	成田市飯田町108-28 2号棟	0476-37-3212	0
	セントケア訪問看護ステーション成 田	成田市公津の杜1-13-17-201	0476-28-3018	0
八生	生活クラブ風の村訪問看護ステー ションなりた	成田市大竹370-5	0476-33-4980	0
下総	訪問看護蜜柑	成田市高岡159 1F	070-1517-0307	
	さかえ訪問看護ステーション	栄町安食2421	0476-85-0720	0
	千葉しすい病院	酒々井町上岩橋1160-2	043-481-8111	0
市外	訪問看護ステーションつむぎ	富里市日吉台1-1-1	0476-85-5527	0
	富里訪問看護ステーション	富里市日吉台3-13-6 ケイユウビルB 102	0476-37-4406	0
	訪問看護ステーション猫の手	富里市七栄650-2048	080-7159-7993	0

4. 诵所介護 (デイサービス)

(※市内事業所のみ記載しています)

4.			9)	
地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	総合
	新町デイサービスセンター玲光苑	成田市新町1037-63	0476-23-7158	0
成田	ゆったり文化村成田 デイサービスセンター	成田市土屋712-2	0476-37-5500	0
	うぃず・ユーホープリビング成田 デイサービス	成田市不動ヶ岡2154-4	0476-37-4326	0
	JA成田市 デイサービスセンター美郷	成田市美郷台1-15-10	0476-23-7711	0
	園芸デイサービスなりた	成田市台方624-1	0476-29-8900	0
	デイサービスセンター杜の家なりた	成田市下方686-1	0476-20-7575	0
	ゆかり成田ニュータウン デイセンター	成田市江弁須364-1	0476-29-7177	0
公津	癒しのデイサービス成田	成田市飯田町34	0476-24-6555	0
	ケアパートナー成田	成田市飯田町124-89	0476-20-5020	0
	ニチイケアセンター公津の杜	成田市公津の杜5-21-2	0476-20-7301	0
	成田ケアセンターそよ風	成田市並木町145-10	0476-24-8480	0
ニュー タウン	デイサービスモルセラ成田	成田市加良部5-8-5	0476-85-6001	0
	デイサービス喜美笑なりた	成田市松崎2614-16	0476-37-3247	0
八 生	生活クラブ風の村 デイサービスセンターなりた	成田市大竹370	0476-28-2080	0
	デイサービスセンター玲光苑	成田市押畑896-4	0476-24-2228	0
遠	デイサービスセンター蓬莱の杜	成田市川栗842-4	0476-35-0666	0
Ш	ヤックスデイサービス三里塚	成田市三里塚171-1	0476-33-3951	0
下	こすもす苑デイサービスセンター	成田市猿山1600	0476-80-7300	0
総	ゆかり成田下総デイガーデン萩壱番 館	成田市名古屋1301-26	0476-96-4400	0
大	なのはなクリニック ミモザ苑	成田市吉岡1342-56	0476-73-8883	0
栄	デイサービスさくら	成田市桜田840	0476-37-4696	0

#### (基準緩和型サービスのみ)

成 田	なりたソーシャルクラブ	成田市ウイング土屋81	0476-36-5966	0
市外	ケアセンター虎ちゃん	富里市日吉台3-35-9	0476-90-1055	0

<sup>※</sup> 詳しくは、厚生労働省HP(http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)をご覧になるか、介護保険課(20-1545)へお問い合わせください。

#### 基準緩和型サービスとは?

要支援1・2の方と基本チェックリストによる事業対象者の方が受けられるサービスには、訪問型サービスと 通所型サービスの2種類があり、それぞれ従来型のサービスのほかに、市独自の基準緩和型サービスがあります。

#### 【基準緩和型訪問サービス】

掃除、ごみ出し、洗濯、調理、買い物などの家事援助のみが必要な方(身体介護が不要な方)向けのサービスです。市が認定した成田市認定ヘルパーなどがご自宅に伺ってサービスを提供するもので、費用は、従来型のサービスの8割程度に設定されています。

#### 【基準緩和型通所サービス】

事業所に行って(送迎付き)、介護予防の体操やレクリエーションなどを行うもので、身体介護が不要な方向けのサービスです。

看護職員と機能訓練指導員が配置されないサービスであり、費用は、従来型のサービスの8割程度に設定されています。

#### (介護保険サービス事業者つづき)

### 5. 通所リハビリテーション (デイケア)

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
八生	介護老人保健施設 エスポワール成田	成田市宝田360	0476-29-4601	0
遠山	介護老人保健施設 セントアンナナーシングホーム	成田市本三里塚226-1	0476-35-6811	0
大栄	介護老人保健施設 透光苑	成田市桜田1137	0476-73-8611	0
	介護老人保健施設 龍岡ケアセンター	富里市七栄653-73	0476-92-6871	0
市外	介護老人保健施設 さかえケアセンター	栄町安食2421	0476-95-6510	0
	千葉しすい病院	酒々井町上岩橋1160-2	043-481-8111	0

### 6. 訪問リハビリテーション

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
八生	介護老人保健施設 エスポワール成田	成田市宝田360-1	0476-29-4601	0
大栄	介護老人保健施設 透光苑	成田市桜田1137	0476-73-8611	0
市	千葉しすい病院		043-481-8111	0
外	イムス佐原リハビリテーション病 院	香取市佐原□2121-1	0478-55-1113	0

### 7. 福祉用具貸与 • 特定福祉用具販売

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
成	フランスベッド㈱ メディカル成田営業所	成田市囲護台2-2-9 江ロビル1F	0476-23-8383	0
	かなでの杜成田	成田市東町156-6-101	0476-37-5015	0
公津	ライフケアタカサ成田支店	成田市公津の杜1-25-15	0476-28-6606	0
	㈱シルバーとっぷ	千葉市稲毛区長沼原町654-1	043-286-4383	0
	㈱トーカイ千葉支店	千葉市稲毛区山王町334	043-424-4765	0
	生活クラブ風の村福祉用具事業所	千葉市稲毛区作草部町601-3	043-207-9130	0
	スペースケア 佐倉営業所	佐倉市稲荷台1-2-7	043-460-3373	0
	パラメディカル株式会社	東金市田間758-1	0475-52-1121	0
市	(株)SEISHO	香取市本郷244-1 丸神ビル2F	0478-79-9098	0
外	千葉ニュータウン 福祉ステーション	印西市高花5-8-10	0476-33-7008	0
	チヤフルキョウエイ 富里事業所	富里市七栄639-98	0476-36-8676	0
	メディカルホーム コーポレーション	富里市大和211-47	0476-93-0865	0
	ダスキンヘルスレント 千葉香取ステーション	東庄町石出46-2	0478-79-6531	0
	福祉用具ひまわり	栄町安食ト杭新田930	0476-95-0243	0
	㈱イーグルケア	栄町安食3664	0476-85-3006	0
	合同会社 ケアリース	稲敷市柴崎字寄居下606-1	0297-85-3760	0

#### (介護保険サービス事業者つづき)

#### 8. 短期入所生活介護 (ショートステイ)

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
成田	ショートステイひだまりの杜 (ユニット型)	成田市不動ヶ岡2012-3	0476-37-3117	0
公津	ショートステイ 杜の家なりた	成田市下方686-1	0476-20-7575	0
	成田ケアセンターそよ風	成田市並木町145-10	0476-24-8480	0
八 生	ショートステイサービス玲光苑	成田市押畑896-4	0476-24-2164	0
豊 住	特別養護老人ホーム 長寿園	成田市長沼1600	0476-37-1061	0
下総	老人短期入所事業の名木の里	成田市名木192	0476-96-4165	0
久	ショートステイ成田苑	成田市大室1783-22	0476-36-6311	0
住	特別養護老人ホーム ユニットケア成田苑	成田市大室1783-22	0476-36-6311	0
	特別養護老人ホーム 有楽苑	成田市横山204-40	0476-49-0322	0
大栄	特別養護老人ホーム 有楽苑 (ユニット)	成田市横山204-40	0476-49-0322	0
	特別養護老人ホーム まきの里	成田市吉岡1342-6	0476-29-5335	0
	プレーゲ本埜 短期入所生活介護事業所	印西市笠神1620	0476-97-0100	0
	ショートステイ九十九荘	富里市立沢新田192-16	0476-91-1231	0
市外	ゆかり富里シニアガーデン	富里市七栄525-13	0476-36-7661	0
	栄白翠園 ショートステイサービス	栄町酒直1335	0476-95-8941	0
	ショートステイじょうもんの郷	神崎町神崎神宿66-10	0478-70-1230	0

#### 9. 短期入所療養介護(ショートステイ)

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
八	介護老人保健施設 百寿園	成田市押畑896	0476-22-1500	
生	介護老人保健施設 エスポワール成田	成田市宝田360	0476-29-4601	0
遠山	介護老人保健施設 セントアンナナーシングホーム	成田市本三里塚226-1	0476-35-6811	0
大栄	介護老人保健施設 透光苑	成田市桜田1137	0476-73-8611	0
	介護老人保健施設 龍岡ケアセンター	富里市七栄653-73	0476-92-6871	0
市外	介護老人保健施設 さかえケアセンター	栄町安食2421	0476-95-6510	0
	介護老人保健施設 二川苑	芝山町山中678	0479-77-1131	0

#### 10. 特定施設入居者生活介護

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
成田	ニチイケアセンター成田	成田市土屋1314-4	0476-20-0151	0
	ベストライフ成田	成田市囲護台1155-1	0476-29-7460	0
公津	さわやか成田館	成田市並木町142-28	0476-20-0025	0
	SOMPOケアラヴィーレ成田	成田市飯仲28-18	0476-20-1165	0

### 施設サービス

### 11. 介護老人福祉施設

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号
成	特別養護老人ホーム ひだまりの杜	成田市不動ヶ岡2012-3	0476-37-3117
	特別養護老人ホーム ひだまりの杜(ユニット型)	成田市不動ヶ岡2012-3	0476-37-3117
公津	特別養護老人ホーム 杜の家なりた	成田市下方686-1	0476-20-7575
八	特別養護老人ホーム 玲光苑	成田市押畑896-4	0476-24-2164
生	ユニット型介護老人福祉施設 玲光苑なのはな館	成田市押畑896-4	0476-24-2164
豊 住	特別養護老人ホーム 長寿園	成田市長沼1600	0476-37-1061
	特別養護老人ホーム 蓬莱の杜 (広域型)	成田市川栗842-4	0476-35-0380
洁	特別養護老人ホーム 蓬莱の杜 (広域多床)	成田市川栗842-4	0476-35-0380
遠山	国際医療福祉大学成田老年医療福祉センター 介護老人福祉施設 オルタンシア 国際医療福祉大学成田老年医療福	成田市川栗746-1	0476-37-5576
	国際医療福祉大学成田老年医療福祉センター 介護老人福祉施設 オルタンシア(ユニット型)	成田市川栗746-1	0476-37-5576
下総	特別養護老人ホーム 名木の里	成田市名木192	0476-96-4165
久	特別養護老人ホーム 成田苑	成田市大室1783-22	0476-36-6311
住 	特別養護老人ホーム ユニットケア成田苑	成田市大室1783-22	0476-36-6311
	特別養護老人ホーム 有楽苑	成田市横山204-40	0476-49-0322
大	特別養護老人ホーム 有楽苑 (ユニット)	成田市横山204-40	0476-49-0322
栄	特別養護老人ホーム まきの里	成田市吉岡1342-6	0476-29-5335
	特別養護老人ホーム まきの里 (ユニット)	成田市吉岡1342-6	0476-29-5335
	特別養護老人ホーム プレーゲ本埜	印西市笠神1620	0476-97-0100
	特別養護老人ホーム 九十九荘	富里市立沢新田192-16	0476-91-1231
	特別養護老人ホーム エコトピア酒々井	酒々井町本佐倉352-2	043-496-1910
市外	特別養護老人ホーム 栄白翠園	<b>栄町酒直1335</b>	0476-95-8941
	特別養護老人ホーム じょうもんの郷	神崎町神崎神宿66-10	0478-70-1230
	特別養護老人ホーム 芝山苑	芝山町山中1337-1	0479-77-1331
	特別養護老人ホーム おもとの郷 芝山	芝山町大里2631	0479-85-5335

#### (介護保険サービス事業者つづき)

#### 12. 介護老人保健施設

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号
八	介護老人保健施設 エスポワール成田	成田市宝田360	0476-29-4601
生	介護老人保健施設 百寿園	成田市押畑896	0476-22-1500
洁	介護老人保健施設 セントアンナナーシングホーム	成田市本三里塚226-1	0476-35-6811
遠山	国際医療福祉大学成田老年医療 福祉センター 介護老人保健施 設 オルタンシア		0476-37-5576
大栄	介護老人保健施設 透光苑	成田市桜田1137	0476-73-8611
	介護老人保健施設 龍岡ケアセンター	富里市七栄653-73	0476-92-6871
市	介護老人保健施設 成田富里徳洲苑	富里市日吉台1-1-1	0476-37-5017
外	介護老人保健施設 さかえケアセンター	栄町安食2421	0476-95-6510
	介護老人保健施設 二川苑	芝山町山中678	0479-77-1131

#### \_\_\_\_ 13. 介護医療院

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号
公津	介護医療院 千年希望の杜 成田	成田市大袋407-1	0476-85-8410
遠 <u>山</u>	聖マリア介護医療院	成田市取香446	0476-32-0711
市外	髙根病院介護医療院	芝山町岩山2308	0479-77-1133

<sup>※</sup>詳しくは、厚生労働省HP(http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)をご覧になるか、介護保険課(20-1545)へお問い合わせください。

### 地域密着型サービス

#### 14. 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
成	グループホーム サクラビア成田	成田市寺台251-20	0476-23-5767	0
	ゆかり成田不動ヶ岡 ガーデンハウス さっちゃんの家	成田市不動ヶ岡 2034-97	0476-22-5880	0
	グループホーム なりたの憩	成田市飯田町177-147	0476-36-7576	0
公津	あずみ苑並木町	成田市並木町25-108	0476-20-1657	0
	グループホーム きらら公津の杜	成田市公津の杜5-5-5	0476-20-5066	0
八	グループホーム まんざきの家玲光苑	成田市松崎259	0476-37-7320	0
生	グループホーム いきいきの家成田	成田市宝田362-2	0476-23-8711	0
久 住	グループホーム成田苑	成田市大室1784-12	0476-36-8755	0

#### 15. 認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
八生	デイサービスセンター玲光苑	成田市押畑896-4	0476-24-2228	0
遠山	園芸デイサービス くめ	成田市久米68	0476-85-8608	0
下総	ゆかり成田下総 デイガーデン萩弐番館	成田市名古屋1301-26	0476-96-4400	0

#### 16. 小規模多機能型居宅介護

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
成	さわやかリビング成田	成田市本町590	0476-24-7471	0
⊞	ケアセンターとこしえ美郷台	成田市美郷台3-8-1	0476-37-3562	0
公津	セントケア公津の杜	成田市公津の杜2-31-3	0476-29-1030	0
八	まんざきの家 玲光苑	成田市松崎259	0476-37-7320	0
生	生活クラブ風の村 小規模多機能ハウスなりた	成田市大竹370-5	0476-33-4950	0
遠 山	あい愛クラブ	成田市本三里塚151	0476-37-6316	0

#### 17. 看護小規模多機能型居宅介護

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
公津	セントケア看護小規模成田	千葉県成田市並木町142-52	0476-20-0039	

※ 詳しくは、厚生労働省HP(http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)をご覧になるか、介護保険課(20-1545)へお問い合わせください。

### 18. 地域密着型介護老人福祉施設

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	予防
豊住	特別養護老人ホーム 長寿園 (地域密着型)	成田市長沼1600	0476-37-1061	

### 19. 定期巡回 • 随時対応型訪問介護看護

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号
公津	定期巡回 アルテロイテ	成田市北須賀33	0476-26-3388
八生	生活クラブ風の村定期巡回ステー ションなりた	成田市大竹370-5	0476-37-5277

### 20. 地域密着型通所介護

地区	事業所名称	事業所所在地	電話番号	総合
	成田リハステーション	成田市田町75	0476-37-7765	0
	きたはら	成田市南平台1169-21	0476-36-8811	0
	リハ楽 美郷台	成田市郷部1450ファインビル1号室	0476-50-2633	0
成田	トータルリハセンター成田	成田市囲護台3-1-19	0476-23-0471	0
	かなでの杜美郷台	成田市美郷台2-29-6	0476-85-6035	0
	リハプライド成田	成田市美郷台3-17-9	0476-37-3310	0
	みずほデイサービス	成田市郷部1262-2	0476-85-8188	0
	ウエルネスパーク台方	成田市台方465-5	0476-85-8707	0
	かなでの杜飯田町	成田市飯田町143-4 クラシオン公 津の杜101	0476-37-3040	0
公	デイ・ハウスあゆみ	成田市並木町219-24	0476-22-7544	0
公 津	あっとリハビリ デイサービス	成田市宗吾3-574-1	0476-26-5444	0
	リハ楽 公津の杜	成田市公津の杜2-41-1	0476-50-2644	0
	佐藤さくらコスモス	成田市並木町90-1	0476-85-5521	0
	デイサービス アルテロイテ	成田市北須賀33	0476-26-3388	0
=	スポーツデイサービス ぴっぽ	成田市橋賀台1-45-3 佐野田ビル1階	0476-33-4662	0
タウン	健康ぷらす成田	成田市中台4-1-94	0476-33-7887	0
豊住	デイサービスセンター 長寿園	成田市長沼1600	0476-29-5278	0
遠山	デイサービスセンター エンゼルハート	成田市十余三59-515	0476-36-2611	0
下	ワイズリハ下総	成田市猿山1354 ヤックスドラッグ下総店内	0476-80-7251	0
紭	老人デイサービス事業 名木の里	成田市名木192	0476-96-4165	0
久 住	デイサービスセンター 成田苑	成田市大室1783-22	0476-36-6311	0
大栄	大栄リハステーション	成田市吉岡70-1	0476-85-8225	0

### そのほかの福祉サービス

市では、介護保険によるサービスとは別に、主に次のようなサービスも行っています。利用を希望する人・その他のサービスについて知りたい人は高齢者福祉課(20-1537)へご相談ください。

制度名	内	利用できる人
配食サービス	毎日、栄養のバランスのとれた食事(昼食)をお届けすると共に、安否 の確認を行います。 利用料:1 食 300円	自力で食事の調理が 困難な概ね65歳以 上の一人暮らし、ま たは高齢者世帯(日 中高齢者のみとなる 世帯を含む)で、週 1日以上継続して配 食を希望する世帯の 方
緊急通報装置の 貸与	自宅での急病や事故の際、発信機のボタンを押すだけで、 ご近所への連絡や救急車の手配など迅速かつ適切に対応します。 利用料:無料。ただし、市民税所得割課税世帯は、レンタル料月額 664円(安否確認センサ利用世帯は2,028円)	65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯。(日中高齢者のみとなる世帯を含む)
福祉電話貸与	近隣に扶養義務者のいない一人暮らし、または高齢者世帯で、経済的に 電話を設置することが困難な方を対象に、安否確認などのために福祉電 話を貸与します。	65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で、市民税所得割非課税世帯
寝具乾燥サービス	寝具を自然乾燥させることが困難な方を対象に、専門業者が自宅に伺い 寝具の乾燥を行います。 利用料:無料 ※専用車両(トラック)が自宅付近に出入りし、電源プラグを使用 します。	概ね65歳以上の一 人暮らしの方など
紙おむつ支給	在宅で紙おむつを使用している対象者に、市で定める品目・枚数を宅配します。 利用料:無料 申請があった月の翌月から配布開始となります。2か月に一度、偶数月 に配布します。	65歳以上のねたき り、または認知症等 の方(介護認定の調 査状況により判定)
住宅改造費助成	市税の滞納のない方で、介護が必要な高齢者の住宅改造費を助成します (介護保険の住宅改修費が優先されます)。 市民税所得割課税世帯 限度額 266,000円 (課税世帯における補助率は対象工事額の3分の2) 市民税所得割非課税世帯 限度額 500,000円 ※着工する前に事前申請が必要です。	介護保険で要支援・ 要介護認定を受けた 方
徘徊高齢者等家族 支援サービス	認知症等により徘徊が著しい高齢者を早期発見・保護するため、GPSシステムを利用した探索機器を貸与し、徘徊時に位置情報を送信します。  利用料: 基本料金 月額1,320円情報料: 電話利用の場合 1回220円インターネットの場合 無料現場急行料: 1回11,000円	介護保険の認定を受けており、かつ、在宅で著しい徘徊行動がある方
徘徊高齢者早期発見 ステッカー	認知症などによる行方不明者の早期発見や身元確認のため、市では履物のかかとやつま先に貼る反射シール状のステッカーを交付します。 利用料:無料	認知症などのため行 方不明になる恐れの ある市内在住の65 歳以上の方

#### (そのほかの福祉サービス続き)

制度名	内	容					
	〇ねたきり高齢者福祉手当 ねたきりで日常生活に介助を 上)で在宅の方に、月額13,000F	要する状態がおおむね6ヵ月以上続いている方(65歳以 日を支給します。					
福祉手当		)重度認知症高齢者介護手当 重度の認知症により日常生活を営むのに常時介護を要する状態が6ヵ月以上続いている方 (65歳以上)で在宅の方の介護者に、月額13,000円を支給します。					
(3.25)		36ヵ月以上ねたきり、または重度の認知症により在宅で (65歳以上) に、月額12,000円を支給します。					
		頭が年額16万円以上の場合は対象外です。すでに受給し 〒7月までの間は手当が支給停止となります。					
	火災報知器をお住まいの住宅に設置						
火災報知器の設置	別利用できる方:65歳以上の一人暑設置料:無料。ただし、市民税所得	らし、または高齢者世帯で、取り付ける住宅の所有者 导割課税世帯は、3,575円。					
	孤独感の解消と安否の確認のためのできます。	D見守り支援事業として、次のいずれかを利用することが					
独居高齢者の	①乳酸菌飲料を2週間に1回配達	①乳酸菌飲料を2週間に1回配達 ②毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、結果を家族などにお知らせ					
見守り支援		利用できる方:70歳以上の一人暮らし(親族が同一敷地内にいる場合を除く)で、継続して見守りを希望し、配食サービスやデイサービス・ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない方					
	利用料:無料						
	一人で外出できない高齢者等を対象 す。	象に、自宅から医療機関等の目的地まで自動車で送迎しま					
	利用できる方: 介護保険法の認定	を受けている方。または、身体障害者手帳、療育手帳、 人で外出が困難な方。あらかじめ社会福祉協議会に会員登					
	年会費 2,400円	週2回まで利用可能					
移送サービス	利用料 目的地	運送料金					
	成田市内 富里市・酒々井町・栄町・臼	700円					
	西市·芝山町·多古町·香耶	70013					
	市・神崎町・佐倉市・八街市 その他(概ね片道30km以内)						
		ボランティアセンターへ(27-8010)					

# 介護支援ボランティア制度

成田市では、平成24年10月1日から介護支援ボランティア制度を開始しました。この制度は、介護支援ボランティア活動を行った方に交付金を交付することで、介護支援ボランティア活動を推進し、介護が必要な方等を地域全体で支えることができる地域づくりと高齢者の方々の社会参加を促進することを目指すものです。

令和3年4月より対象となる施設や事業を拡大しましたので、ぜひご登録ください。

#### 〇介護支援ボランティア制度の概要

対象となる方	成田市に住民票のある65歳以上の方。活動にあたっては、成田市社 会福祉協議会(管理機関)に介護支援ボランティアとしての登録が必 要です。
活動の例①	介護支援ボランティア受入機関の指定を受けた介護サービス事業所、 障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設等における、レクリエーションなどの指導・補助、入所者・利用者の話し相手、食事の準備や 洗濯の手伝い等、施設職員の補助的な役割のもの。 ※受入機関によって介護支援ボランティアとして行うことができる内容に違いがあります。
活動の例②	地域の介護予防活動等に携わるボランティア活動(なりたいきいき百歳体操サポーター・あおぞら会ボランティアの活動、オレンジサポーターの活動、移動販売等の買い物支援など)。
交付金	おおむね1時間程度の活動で1スタンプがたまります。10スタンプごとに1,000ポイントとなり(上限は5,000ポイント)、翌年度に申請することによって、ポイント数と同額の交付金を受け取ることができます(1度に受け取ることができる交付金の上限は5,000円)。

#### 〇介護支援ボランティア活動の流れ

#### (1)成田市社会福祉協議会へ介護支援ボランティアの登録

登録すると、成田市社会福祉協議会から活動実績を記録するためのスタンプカードが交付されます。

#### ②成田市の指定を受けた受入機関で介護支援ボランティア活動

受入機関の指定を受けている事業所や活動から、希望するものを選んで、 事前連絡の上、活動をしてください。スタンプカードを忘れずに持参しま

#### ③1年間(4月~3月)活動し、翌年度に介護保険課へ活動実績の報告・ 交付金の支給申請

スタンプカードを添付して申請をしてください。 ポイントが付与され、同額の交付金が交付されます。

#### ④交付金の振込

成田市社会福祉協議会から振り込まれます。介護保険料の支払いなどにご利用ください。

#### 成田市認知症施策推進スローガン



### 認知症とともに生きていく このまちで

#### ▶ 9月は世界アルツハイマー月間

1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓蒙を実施しています。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各国や全国各地で認知症に関する様々な取り組みを行っています。

国においては、公益社団法人「認知症の人と家族の会」がポスターやリーフレットを作成し、認知症への理解を呼びかけるなどの活動を行っています。

#### ▼ 成田市の認知症施策

市では、認知症やその家族の方の視点も重視しながら、認知症になっても尊厳と希望を持って、社会の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進し、包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

地域包括支援センターの専門職員によるきめ細やかな総合相談支援や、「認知症初期集中支援チーム」により、認知症高齢者等を適切な医療や介護サービスへつなげるなど、個々の事情に寄り添った支援をしています。また、予防の観点からは、認知症専門医の監修による、認知症やフレイル(虚弱)、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を予防する総合的なプログラムを取り入れた介護予防教室「人生カッコよくプロジェクト」の開催や、かかりつけの薬局薬剤師により認知機能の低下等を早期に発見して必要な支援につなげる「介護予防把握事業」、認知症が懸念される方などに対する専門医による「もの忘れ相談」の実施など、認知症の予防や早期発見・早期治療に資する取り組みを行っています。

そのほか、各日常生活圏域に「認知症地域支援推進員」を配置して、認知症の相談業務や周知啓発を行っているほか、市民や企業の職員などを対象とした「認知症サポーター養成講座」の開催や「認知症家族の会」への支援、「認知症カフェ」の周知や認知症ガイド(認知症ケアパス)の発行に加え、令和4年度からは「なりたオレンジプロジェクト」を実施するなど、認知症に関する様々な施策に取り組んでいます。

#### 

市では、9月の世界アルツハイマー月間に合わせて、成田山新勝寺や成田国際空港関連企業、成田市認知症家族の会(オアシスの会)や市内事業者と協働し、認知症への理解を広く呼び掛ける啓発活動「なりたオレンジプロジェクト」を実施しています。オレンジ色は認知症の人を支援するための象徴的な色であり、事業者など各々が各所でオレンジ色を活用して、啓発ポスターの掲示を始めとする認知症の理解促進に向けた様々な取り組みを実施しています。市役所では、職員がオレンジ色のグッズ等を身に着けて執務に当たったほか、懸垂幕や啓発コーナーの設置、認知症サポーター養成講座の開催をしました。さらに、世界アルツハイマーデー翌日の9月22日には、協働する企業・団体や成田市議会議員等と合同で、JR成田駅前で啓発うちわを配布するなど、認知症に関する啓発活動を実施しました。(令和7年度取組内容)

### 介護に関する相談窓口のご案内

介護保険に関する相談・認定申 請・介護保険料・保険証など

介護保険課 0476-20-1545

介護保険の相談・申請手続き・ケアプランなど

居宅介護支援事業者(9ページ参照)

利用者及び家族からの介護 サービスに関する苦情・相談

高齢者に関する総合相談 及び介護予防サービスの

利用について

千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7428

介護保険課

0476-20-1545

高齢者福祉課

0476-20-1537

◆成田 • 中郷地区

成田市成田・中郷地域包括支援センター 0476-23-7151

- ◆公津地区(はなのき台を除く) 成田市公津地域包括支援センター 0476-36-4981
- ◆ニュータウン・はなのき台地区 成田市ニュータウン地域包括支援センター 0476-29-5005
- ◆八生·豊住地区

成田市八生・豊住地域包括支援センター支所 0476-20-3655

◆遠山地区

成田市遠山地域包括支援センター 0476-35-6081

◆久住・下総地区

成田市久住・下総地域包括支援センター 0476-80-7007

◆大栄地区

成田市大栄地域包括支援センター支所 0476-94-5664

●オレンジスマイルなりた (認知症初期集中支援チーム)

※相談窓口は、お住まいの地区を担当している成田市 地域包括支援センターへ

認知症について

●認知症の人と家族の会 043-204-8228

●ちば認知症相談コールセンター 043-238-7731

※県内のプッシュ回線の固定電話からの場合: (局番なしの)#7100

●若年性認知症コールセンター 0800-100-2707

×				